

報道関係者各位

2019年 8月 20日
株式会社ゆうちょ銀行

経済産業省「キャッシュレス・消費者還元事業」の決済事業者登録完了について

株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 池田 憲人）は、経済産業省が推進する「キャッシュレス・消費者還元事業」の **A型決済事業者※¹（キャッシュレス発行事業者）兼B型決済事業者※²（キャッシュレス加盟店支援事業者）として登録が完了**いたしましたので、お知らせいたします。これにより、中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、消費者・事業者双方におけるキャッシュレス化を推進してまいります。

※¹ 消費者に対して、キャッシュレス決済手段を提供する事業者

※² 中小・小規模事業者に対して、キャッシュレス手段を提供する事業者

1 事業概要

2019年10月1日の消費税率引上げに伴う需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等を支援する事業です。

2 事業期間

2019年10月1日～2020年6月30日

3 支援内容

	消費者さま	中小・小規模事業者さま
支援内容	お取引金額の 5%還元! (フランチャイズ傘下の店舗の場合は2%還元)	決済手数料の 1/3還元! (更に、個人のお客さまへの還元で集客力も向上!)
対象のお客さま	ゆうちょ Pay、JP BANK カード、 JP BANK カード iD、mijica、J-Debit をご利用のお客さま	ゆうちょ Pay のパートナーさま 
お申込み方法	特段のお手続きは不要です ※ 還元を受けられるのは、本事業の対象店舗でのご利用に限ります	お近くのゆうちょ銀行直営店にて お受け付けいたします

※ 本ニュースリリースに記載された会社名および商品・サービス名は各社の商標または登録商標です。

※ 本ニュースリリースに記載された内容は発表日現在のものです。その後予告なしに変更されることがあります。

